

令和 6 年第 2 回普代村議会定例会会議録			
招集告示年月日	令和 6 年 2 月 13 日		
招 集 の 場 所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	再 開	令和 6 年 3 月 6 日 10 時 00 分	
		議 長	正 路 正 敏
	散 会	令和 6 年 3 月 6 日 15 時 40 分	
		議 長	正 路 正 敏
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 10 人 欠 席 0 人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	金 子 泰 男	○
	2	松 葉 明 人	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	齊 藤 正 明	○
	5	中 上 一 登	○
	6	嵯 峨 典 行	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	大 上 智	○
	9	古 沼 和 也	○
	10	正 路 正 敏	○
会議録署名議員	4	齊 藤 正 明	
	5	中 上 一 登	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	菅 野 伸 二	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職・氏名	村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政策推進室長 税務出納課長兼 会 計 管 理 者 住民福祉課長兼 保健センター所長兼 包括支援センター所長 建設水産課長 農林商工課長 農 業 委 員 会 観光振興室長兼 休養施設管理員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長	梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 松 葉 義 人 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 高 井 俊 一
議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過	別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり	

再開 (10:00) 令和5年度普代村一般会計補正予算(第8号)	議長 川向総務課長 嵯峨議員 議長 佐々木政策推進室長 議長 宮田観光振興室長	令和6年3月6日(水)第2回普代村議会定例会 ただ今から、本会議を再開いたします。 ただ今の出席議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。 直ちに本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布しました議事日程(第2号)によって進めてまいります。 日程第1議案第8号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第8号)」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 それでは、上程されました議案第8号についてご説明いたします。 (以下、川向総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 6番嵯峨典行議員。 6番嵯峨です。2点ばかりお伺いいたします。1点目は16頁の2款の総務費、まち・ひと・しごと創生費の中にあります、地域おこし協力隊の受け入れ事業費の三角の1,171万7千円の中身についてお伺いしたいと思います。あと、2点目が23頁の7款商工費の中にあります、観光センター運営費とありますが、観光センター施設指定管理業務委託料、青の国ふだい三角の103万2千円の中身について、もうちょっと詳しくお伺いしたいと思います。お願いします。 佐々木政策推進室長。 16頁地域おこし協力隊の委託料の1,171万7千円の減の中身ということでございますが、令和5年度当初では、見込んでいた人数に採用が至らなかったところではございますが、大きいところといたしましては、お1人くろさき荘の方に。委託型で当初想定していたものが会計年度型になったところ。それから、年度後半ですね。前半の方に4人程採用させていただいたんですが、年度10月以降の下半期のちょっと採用の方は至らなかったところが大きく、そこで、960万くらいの減というところでございます。それ以外は若干人が辞められて、そのあと採られて、といったところでの時期の差がございまして。日数に応じて、減ということで、合わせて1,100万ほどの減ということになってます。 宮田観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。指定管理料の減の中身ですけれども、昨年度予算計上した際に、昨年の3月定例会で、議員さんからのご意見を受け、内容を精査いたしまして、指定管理料の契約額を減額いたしました。その後、年度経過による管理費の増減がなかったことから、今回予
--	--	---

	議 長 嵯峨議員	算額を減額するものでございます。以上でございます。
	議 長 佐々木政策 推進室長	6 番嵯峨議員。 どうもありがとうございました。1 点目の地域おこし協力隊の受け入れ事業の場合は、その隊員が途中でいなくなった減とか、くろさき荘の長谷川さんですか、あの人が地域おこし協力隊から、会計年度職員に代わると。違うの。すみませんちょっと。 佐々木政策推進室長。 こちら委託料で予算計上しているものについては、株式会社であったりとか、他に委託をして協力隊をお願いするという格好になります。2 パターンございまして、委託料はその部分。会計年度型というのは、村の予算の中で各節報酬ですとか、共済費ですとか、そういったものに計上しているのが会計年度型ということになります。ですので、今会計年度型は 2 名。政策推進室に所属の 1 名と、くろさき荘にいらっしゃる長谷川さんは、会計年度型ということになります。会計年度型と委託型があつて、当初委託型で想定していた枠といいますか、部分については、結果会計年度型になりましたので、その分がそくっと 1 人分落ちるといいますか、そういったような。2 つのパターンにつきましては、そういう内容になります。
	議 長 嵯峨議員	6 番嵯峨議員。 今、分かりました。それとですね、観光センターの方の指定管理料ですが、これはだいたい当初その例えば人数、あそこを維持するための人件費とか、いろんな様々な支払いがどうを決めてるわけですね。それで、指定管理料を年度当初においてやってるわけですが、その減額になったぶうのはやっぱり何か、どういったのがちょっと具体的に、当初決めた額から減ったぶうのはどういったのがあったのか、ちょっとそこを詳しくお願いします。
	議 長 宮田観光振 興室長	宮田観光振興室長。 すみません。昨年度の定例会の際に、指定管理料を収益が上がった場合は、下げるべきではないかというようなご提案をいただきまして。その分で経費を減らすべきではないのかとご指摘を受けまして、その後、青の国さんの方と相談して経費をあと少し落とせないかというご相談をしまして、それで経費を若干下げていただきまして、当初は 661 万 1 千円を予定していたものを、これから 100 万くらい下げた 557 万 8 千円で最終的に契約いたしまして、その差額分を今回減額したものとなります。
	議 長 森田議員	ほかに、ございませんか。 7 番森田幸一議員。 7 番森田です。20 頁、21 頁、4 款 1 項 2 目予防費をお願いします。インフルエンザ予防接種委託料 49 万円の減。風疹追加的対策抗体検査委託料とか風疹の予防接種も減になっています。また、21 頁の 5 目ですか。

	議 長 道下住民福祉課長	感染症対策費でコロナウイルスワクチン接種、このもろもろが減額になっている。このインフルエンザ、風疹、コロナ、この接種が減ってる背景等その要因、どういふのかちょっと説明をお願いします。 それと、22 頁の 6 款 2 項 1 目、林業総務費の 7 節報償費。普代村有害鳥獣対策実施隊報償金と有害鳥獣駆除報償金。これは説明を受けましたも、もうちょっともう 1 回この違いを説明していただきたいのと。クマとかシカ、イノシシの実際の捕獲頭数、前年からどういふふうな動きになっているか、そのへんを説明いただきたいと思います。以上です。 道下住民福祉課長。 お答えいたします。頁数で 20 頁から 21 頁。3 点ほどの質問だったと思います。まずインフルエンザ予防接種委託料の 49 万円の減となりますが、例年ですね、インフルエンザ予防接種の回数につきましては、1,600 回から 1,700 回くらいの予算計上をしておりました。当初の予算におきましては、690 万ほどということで、予算計上をさせていただきました。今回の実績におきまして、3 月のまだ接種の見込みも含めたその見込み実績ということで、当初 639 万円。今回の 49 万円の減額は、3 月見込みも含めた補正後の予算で 590 万ほどの実績見込みということで、減額の補正ということでさせていただきました。なお、昨年度、令和 4 年度の決算額につきましては、570 万ほどということで、前年同額程度の見込みということでございます。あと、風疹追加的対策事業というものが、国の事業で行われておりまして、昭和 37 年から 52 年までの男性の方が対象になるんですけども。この予防接種を行われていなかった一定の期間というのがあります。その方々を対象に無料で検査を行っています。これについて、対象者が約 300 名ほどいらっしゃいます。現在、この取り組みによって約 50%ほどの方が、抗体の検査を行って、抗体のない方については、予防接種をしていただいております。対象者の方には、毎年ですね、まだ接種をされていない方につきましては、毎年ご案内を差し上げております。中に無料のクーポン券も入れたもので、ご案内をさせていただきます。その見込みで、今年度 10 名ほどの検査となっております。まだまだ国の目標は 80%、90%目標にしておりますが、本村におきましては 50%程度となっております。この無料の実施の期間につきましてはちょっと認識では、令和 7 年度までだったと思いますが、それまでの無料期間におきまして、対象の皆さまにご案内を送付をさせていただきたいというふうに思っております。あともう 1 点が、コロナワクチンの減についてのお尋ねでございましたが、今年度の接種につきましては、6 回目、7 回目ですね。令和 3 年度から始まったコロナワクチンの接種ですけども、6 回目、7 回目。春の開始接種と秋の開始接種で行ってまいりました。春につきましては 65 歳以上の高齢者の方及び基礎疾患のある方を対象にしました。秋接種につきましては、6 カ月以上の乳児
--	-------------------------	---

		というか、子どもからですね対象になっております。その計画量といたしますと、3,700 回ほど見込んだものでございました。接種率なんですけども、6 回目、7 回目、この回数を重ねるごとに接種率が下がってまいりまして、7 回目におきましては、65 歳以上の高齢者の方で 60%を上回ってはおりますが、全体で申しますと、30%前半ということで、特に 18 歳以下の方々の接種率が 0 というような状況です。まずこれは、皆さんの希望に応じて接種の環境というか、接種体制を整えるということです、まずその接種がですね、なかなか若い年齢の方々の接種率が高くないというような状況でありまして、先程 3,700 回を見込んだ数量がありますが、実績では 1,900 回ほどの接種になっております。これは、春と秋と合わせて 1,900 回ほど。今回の減額につきましては 1,700 回くらいですね、予定していた数量を残して確定というようなことで、コロナワクチン接種の無料の今年度までの事業は終了となります。以上でございます。
	議 長 深渡農林商 工課長	深渡農林商工課長。 普代村有害鳥獣対策実施隊報償金と有害鳥獣駆除報奨金のまず違いと いいですか。まず実施隊報償金の方については、その隊の方に、実施隊 の方に支払うもので。今年ですけれども、まずクマとかイノシシ、シカ 等年間を通じて活動いたしまして、今年に入りまして 2 月に中学校の方 で花壇の所にクマの足跡等あるということですね、一度 12 月に補正し ていただきまして、その分は実績でもうお支払いしております。現在、 これからもこの雪でちょっと出るかどうかはちょっとあれですけども。 ちょっとクマの罠 3 カ所分と罠の移動等と捕獲分を見込んだものでござ います。有害鳥獣駆除報奨金の方については、こちらの狩猟といいませ か、個人で山に入って、シカとかイノシシ等を撃ってもらおうといいませ か、捕獲していただきまして、そちらの方にお支払いする報奨金となっ ております。それで、今年度の実績ですけれども、2 月 29 日現在ですが、 クマ捕獲で 19 頭、昨年については 6 頭でした。あとニホンジカにつしま しては今年度 124 頭捕獲しておりますし、あとイノシシについては 8 頭 と。ニホンジカは昨年度は 103 頭、イノシシについては 2 頭というところ でございます。まずこれからですけども、この狩猟の方で、つい最近 もあの鳥居地区の方でもイノシシ等が見られまして、狩猟で 1 頭捕獲し ておる状況でございます。以上でございます。
	議 長 森田議員	7 番森田議員。 はい、ありがとうございました。衛生費の方の風疹は 50%代だとい うことで、来年 1 年間延びて、来年も接種ができる環境にあるようなので、 引き続き住民の皆さんにお知らせして、なるべく接種してもらうように お願いいたします。あとインフルに関しては、概ね接種はされているの かなという感じです。でも 2 月久慈地区久慈管内、インフルエンザまた

	議長 大上浩史議員	コロナも非常に増えたような感じでしたので。インフルに関しては接種してるので重症化しなかったのかなと思います。また、コロナの話を聞きますと、全体で30%代なようですので。この間の村長さんの演述の中にも65歳以上無料の接種を行うというふうな話もありますけど、またこのコロナワクチンの接種に関しても、もう一段とこの接種を奨めていただき、感染する方をなるべく減らし、重症化も減らすように、ご尽力いただきたいと思います。ありがとうございました。 それからこの有害駆除。これも年々シカ、イノシシ、その他クマなども増えてるような状況にあり、国・県でも重点的に考えているようなので、普代村でもこの油断なくつうか。この去年は、狩猟免許取得者がなかったようですけども、来年も探して、隊の人数を増やして、そして住民の方の安全、またそれから被害を軽減するように努めてもらいたいと思います。よろしくお願いします。以上で終わります。 ほかに、ございませんか。 3番大上浩史議員。 3番大上です。頁数が10頁の法人税の三角の130万ですか、これの何社くらいがあってこの三角なのか、そこらへんの明細をお伺いします。それから次の頁の15頁ですが。これは説明の中に11万円あるわけですが、これが99%であったというような報告だったんですが、再度そこらへんで、11万円つうことになれば、11人がこれを利用しないということになるわけですが、再確認の意味でもう一度この内容について説明をお願いします。それから次、23頁の関係の。同僚議員が今観光センターの関係で質問があったわけですが、これは前年私が質問をして、観光センターが今、ふるさと納税の関係で青の国という会社が儲かってるんじゃないかと。お陰で利益があってるんじゃないかと。ついては委託料を下げるべきではないのかということで、再三村当局と話し合った経緯があって、結果的にそれが利益の関係で下げてもらったというふうに理解したわけですが。ありがたかったなあと。私は、委託料のこの当初見積もりがあるならば、これがずっと10年も5年も続くとは、私個人的には思っておりません。ですから、そういう今の委託料も、もしそういうことであるならば、下げた金額は基金として、青の国の、もし財政がうまくなくなった時点でそれを補充するという意味では、そういう基金をするべきでないのかなあという思いがあるわけですが。それも村長部局の考え方だと思うんですが。まあ何はともあれ、株式会社の利益があって税金を払ってるんだと。であるならば、委託料を少なくしたらいいんじゃないかということでの話し合いの結果、そういうふうに130万ですか、これが下げたということについては、私の意見が分かってもらえたなあというふうに私は今思ったわけです。だがしかしこれは「はした」の30万2千円というのは、どこからきたどういう数字のパーセンテージの計算なの
--	-------------------------	---

		かということについての質問を 1 つしたいし。それから、本年度の見積りもどういうふうに、今から検討するわけですが、その時点で聞いてもいいわけなんで。いずれその 5 年度の単価で 6 年度もやるのか。もっと下げるのか。5 年度の収益がどういうふうな状況になって、どういうふうな考え方の委託料算定基準がどうなってるのかということについては、次回の 6 年度の一般会計で聞いてもいいわけですし。今聞いてもいいわけですが。そこらへんはどちらでもいいわけですが。そこらへんの内容について、次回に話すということであれば、それでもよろしいのでお願いします。それから P 25 の関係で、教育委員会の教育費の関係で、水道光熱費は 110 万円三角、だということになっているわけですが。これは明らかに見積もりの計算違いでないのかなあと。こんなに 110 万も光熱費がかからなかった。予算的に見ればいいわけですが。どういうわけでこれは月にすれば 10 万円光熱費がかからなくなったという経緯があるわけですが。ここらへんは予算の見当違いじゃないのかなあとというふうな思いがありますので、説明をお願いします。以上。
	議 長	大上議員、23 頁の観光センターの関係ですが、32 万でなく、3 万 2 千円でもいいですか。
		(「はい、すみません」と、大上浩史議員)
	議 長	はい、分かりました。
	松葉税務出納課長	松葉税務出納課長。
		村民税の法人分の 130 万 6 千円減額の関係でございしますが、納めている法人が 45 社ございます。そして当初予算では均等割で 440 万見込んで、法人税割を 220 万見込んでおりましたが、1 月末現在で均等割が 368 万 5 千円。法人税割が 160 万 9,400 円と減額となっておりまして、45 社です。この法人税割が今年度掛からない法人がございまして、その関係で来年度のこの均等割の予定納税の分が無くなりまして、この均等割りも減額となっております。以上でございます。
	議 長	佐々木政策推進室長。
	佐々木政策推進室長	15 頁 6 目企画費の物価高騰対策地域商品券給付事業第 2 弾。7 節報償費のマイナス 11 万円のところでございますけども、議員お話しのとおりお 1 人への給付が 1 万円でございますので、11 名の方にお配りができなかったということで、マイナス 11 万円でございます。事業の全体の方申し上げますが、配布の方ですね年末でございましたが 12 月の 21 日から開始いたしまして、1 月 31 日まで地域商品券の格好でお配りしたものでございます。この対象が 2,369 人いらっしゃいました。そこで 2,358 人の方にお配りをいたしまして、給付率が 99.54%ということでございます。先ほどの 11 名の方お配りできなかった方の主な理由といたしましては、宛所不明で帰って来たものでございます。概要につきましては以上になります。

	議 長 宮田観光振 興室長	宮田観光振興室長。 ご質問にお答えいたします。まず 103 万 2 千円の減の端数になりますけれども、まず向こうの観光センターに係る経費が、これが税抜きになっておりまして。最終的に消費税を掛けた額が契約額となりますので、どうしてもこの端数の方が出てまいります。その分で差し引いた分の差額分がここに端数として 3 万 2 千円出てきたものでございます。あと、青の国の今年度の収支なんですけれども、ちょっと収支の方はまだこちらの方では把握しておりませんけれども。来年度に向けた観光センターの指定管理料の今の見積りですと、今年度と同額くらいで契約できるものだと見込んでおります。ただし、ちょっと来年度につきましては、利用料の方が、いままで観光センターに入っていたものが、来年度から村の方にいれる予定となっておりますので、その分の増額が来年度は出てくるので、その分が増額となる見込みでございます。以上でございます。
	議 長 高井教育次 長	高井教育次長。 25 頁の中学校費の光熱水費 114 万 4 千円の減の理由ということで、ご説明をさせていただきます。電気料につきましては、内容といたしまして基本料金、従量料金、燃料調整費、再エネ発電促進賦課金と 4 つのものが合算されて電気料金というようなかたちになっているんですが、そのうちの燃料費調整費というものがですね、発電に使う燃料の金額によって、額が上がったり下がったりするもので。ちょうど令和 5 年度の予算を積算する際の令和 4 年の 11 月、12 月の時期のあたりの燃料費がピークの時として、それでそのピークの時の金額で予算を積算をしていたんですが、それがそれ以降下がりが続けたということの状況の中で、実績として今回、114 万 4 千円が減額になったというような内容でございます。以上です。
	議 長 大上浩史議 員	3 番大上議員。 今のこの燃料費が下がったということが、どうも私には理解できないんですが。恐らく油代だと思うんですがね。油代が下がったという、見積もった時点と、その 5 年度に使った状態の時の燃料費の単価づうのは、私からすれば、上がりこそあれ下がったということの考え方がちょっとおかしいんじゃないかなあという思いがありますが、もう一度単価的にそういう具体的な数字を、じゃあ教えていただけませんか。それから、その 1 番の法人税の 45 社の関係ですが、普代村の法人税が総計でいくら、その会社があるのか。45 社が対象で 130 万になったという説明だわけですが。しかも均等割だけだと。ということになれば、そんなにその儲かった法人税がそんなになかったのかなあ。私からすれば、1 社から 5 社がある程度の利益を出した会社もあるんじゃないのかなあという思いで聞いているわけですが。そういう意味で、殆どがそれこそ利益がない法人だったと、5 年度は。そういう見方になるわけですが、そこらへんの

		最近の普代村の不景気ということも、全国的な不景気という背景はあったにせよ、それこそこの金額からすれば、かなり法人税の会社が、そんなにその利益が上がってなかったと。いうことになるわけですが、そこらへんをもう少し詳しく何も会社名を教えろというわけではないですが、総体的な面でどういうことの三角なのか、もうちょっと詳しく説明を、見通しを踏まえながら教えてもらいたいと思います。それから委託料の関係は確かに方法論を変えたということでもありますんで、その数字的な状態の時に、また委員会でもうちょっと詳しく説明をお願いします。それから、これは再確認の意味の 99% の商品の関係ですが、11 名に今、配られなかったということであるならば、配った金額に対しては 100% 使ってもらったというふうに解釈をすればいいわけですか。当然、それこそせつかくもらったものを、配ってもらったものについては、当然誰でも使わせてもらっているわけなんで、非常にいい傾向なわけですが。私はこの配った中に 11 人が未利用だったというふうな解釈だったわけですが、そうでなく、事前にその 11 名は東京に居だったか、住所は普代にあっても、東京に居だったとか盛岡に居だったということの 11 名だと思うんですが、そこらへんももう一度お願いします。それから、併せてわせて今年度はどういうふうな考え方を村長はしてるのか、併せてそれも教えてもらいます。
	議長 松葉税務出納課長	松葉税務出納課長。 法人税の分ですけども、大変申し訳ないんですが今何社法人税割が掛からなかったかっていう詳細な資料がございませんで、後でご報告させていただきますと思いますが、すみません。よろしくお願いします。
	議長 高井教育次長	高井教育次長。 先ほど説明した燃料費等調整額についてでございますが、電気を造る際に使う原油であったり、ガスであったり、石炭であったりっていう燃料があるんですが、それは電力会社さんが外国から輸入をして購入をしてやる燃料。発電に使う燃料っていうことになるんですが、それがですね、令和 4 年 11 月、12 月頃がピークで、1 時間当たり 15 円の単価、およそ 15 円位の単価だったものが、現時点では単価が 5 円になってまして、およそ 10 円位単価が下がっているという状況で、それで東北電力さんの方でそういう発電に使う燃料を仕入れる金額が下がっているということで、それが電気料の、我々が払う電気料として反映されて、安くなっているという状況です。最終的な実績とすれば、減った額が 114 万 4 千円に今回なったという内容でございます。
	議長 佐々木政策推進室長	佐々木政策推進室長。 物価高騰対策商品券の先ほどの 11 人のお話しですが、お話しのとおり、11 人は宛所が不明とかでそもそも商品券をお配りできなかった方が 11 人ということになります。他の方は皆さんお配りはできたんですけど

		も、その中でのどれくらい使われたかということにつきましては、一応商工会の方からもデータもいただいているんですが、現時点 2 月末時点の数字であります、換金率としましては 85%が、今時点で使われているということになります。ちなみに商品券の方につきましては、発行の日から大体 6 カ月の有効期限が設定してございますので、まだ 3 月も含めると、3 カ月、4 カ月くらいですか、それぞれの券の方に有効期限書いてございますが、2 月末時点での使われた率としましては、85%と捉えております。
	議 長 榎屋村長	榎屋村長。 生活支援等々のその 6 年度の取り組みの件、ご質問だったと思いますが。これにつきましては、当面新年度予算を可決いただいた中で、商工会でやっているプレミアムの分をまずやりまして、あとそういった中で、その村内の状況。あるいは国の県の状況というのを見つつ、必要があれば村でも仮に単独であっても、本年度のような取り組みをさせていただくということで、まずは状況を見ていってというふうなことで、考えさせていただいております。
	議 長 大上浩史議員	3 番大上議員。 3 回目でございます。今村長の言うその考えで将来的に見るということは、結果的には、国の助成がなければやらない。国の助成があればやるというように私聞いたわけですが。先回なんですか、その収入の少ない方には 10 万円という。そしてなおかつ 7 万円というような支給がありました。なお、一般の人によくは分かんないんですが、6 月だかいつに 4 万円だか支給するんだというようなことがあるわけですが。それとは関係なく、一応その自己負担でも活性化のため、村民のために、また本年度も引き続きやるんだというような思いがもしあるならば、今の関係でなく、次回のその委員会の状況でもいいわけですが、そこらへんをもう少しこう考えてもらいたいなあという、これはひとつの要望でございます。それからこれ以上は教育委員会の内容には触れませんが、いずれそういう、私はその上がることはあっても、下がることはなかったんだなあというふうな思いで聞いているわけですけども。だがしかし、4 年度から比べて 5 年度がそういうふうにそれこそ下がったと。これいいことにはいいことなわけですが。ただ私は内容を分らないで、見積りが甘かったんでないかなあという思いだわけですが、見積もりは、いい意味での 114 万の赤字ですよということで、私はそういうふうに理解すればいいわけですよ。ということになれば、5 年から比べて 6 年度についても、こういう形態で見積りが 110 万円、次回の委員会での審議になると思うんですが、ここらへんもやはり 100 万くらい、それこそ少なく計算してるのかどうか、もしよかったらそこらへんも教えてもらいたいわけです。以上です。

休 憩 再 開	議 長 証屋村長	証屋村長。 ご指導いただいた件でございますけども。いずれ本年度も、まるっきり国のお金だけでやってるわけでは、ご案内のようにございません。単独費も入れてやっているわけでございます。国の助成金がくればやると、そうでないばやらないというのではなく考えておりました。国の助成金等がある分は、足りなくはくるでしょうけども、いずれそういった経済状況にあるという国の判断のもとに、まだまだ大変だというふうな事の中で、県もやる、そしてそれに村もやるという形で、大変な状況の判断を状況を見てしていきたいというふうなことで。議会さんとも相談をして必要な状況であれば、その国からの分がうんぬんかんぬんではなく、要請もいただいて取り組んでいくというふうなことでございます。必ず国の分だけということではなく、ご理解をいただければと思います。
	議 長 高井教育次長	高井教育次長。 電気料の令和 6 年度の予算の部分ですが、5 年度との比較で、149 万 7 千円ほどの減で 6 年度の当初予算を要求をしておりますので、今回の補正の減額の内容が反映されたようなかたちで予算計上させていただいております。
	議 長	ここで、25 分まで休憩します。(11 : 19)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(11 : 25) ほかに、ございませんか。
	松葉議員	2 番松葉明人議員。 2 番松葉です。26 ページ 10 款 5 項 1 目の節が 1 から 13。地域おこし協力隊の皆減。ほとんどがそれだと思いますけども。その内容と実際どれくらいの金額を落として、その委託先への影響がなかったものかどうかをおたずねします。
	議 長 高井教育次長	高井教育次長。 地域おこし協力隊受入事業の関係ですが、こちらについてはですね、村が直接雇用する会計年度任用職員の予算として計上したもので、委託先っていうのはほとんど、はまゆりスポーツクラブさんを言ってるのかなかなあと思うんですが、はまゆりスポーツクラブさんにお金が入るものではないので、金銭的な部分での影響というはありません。事務的な部分で本来は 1 名雇用した人が、はまゆりスポーツクラブさんの業務をやってもらっているという当初の計画だったわけですが、募集はしたんですが、応募がなく現在に至るということで。ただこの部分の事務等に関しては、現在、教育委員会の社会体育係の者が、その業務を代わりにやっているというような状況でやっておりましたので、委託先に対するそういう人間的な面での、何っていうんですか影響というか負担といたしますか、そういったものの、影響は生じていないというふうに認識しております。以上です。

	議 長 松葉議員	2 番松葉議員。 そうしますと、今はまゆりスポーツクラブという名称出ましたので、はまゆりスポーツクラブの方には現在、昨年の 4 月ですか、事務の方がお辞めになってから現在まで専従のその職員がいたものがない状況が約 1 年続いております。その中で、はまゆりスポーツクラブの方では、事務的な、また人的な影響はないとお考えととってよろしいでしょうか。2 回目です。
	議 長 高井教育次長	高井教育次長。 はまゆりスポーツクラブの事務自体がなくなっているわけではございませんので。その事務的な部分の負担というのは、先程ご説明しました教育委員会の今、職員がやっているということでございますので、はまゆりスポーツクラブ自体の、その事務が足りないというかそういう意味ではないです。
	議 長 松葉議員	2 番松葉議員。 何を言いたいかといいますと、1 年間委託先の事務職員がいない状況が続いているわけです。そういう状況をもって、今現在その補正を落とす。落とすにあたってそういう事前説明がないので、あえて質問させていただきました。異常事態だと思いますよ。委託先に事務員がいないそういう状況の中に委託料を払って。払ってるんだけどこれで補正で落としてることなんでしょうけども、次年度の予算に関わることなので、そのへんはまた予算の方で言いたいと思います。3 回目なので終わります。納得はいかないけども。
	議 長 中上議員	はい、ほかに、ございませんか。 5 番中上一登議員 中上です。12 頁の 17 款寄付金とありますね。これは金額はふるさと納税寄付金として宮城建設さんからいただいたものということで。これは区分としては、一般ふるさと納税の歳入と一緒になるものなんでしょうか。企業版の場合は一般のように返礼品とかそういうのはあるのかどうか。お願いします。あとは、次の頁の 18 款繰入金ですね。財政調整基金繰入金で、ここの説明の概要には、補正第 8 号における増の分ということなんですけど、これは何を基準にして不足しているというふうに理解すればいいのか教えていただきたいと思います。その下の方にも、6 目ですか、森林環境整備基金これの説明の中に森林病虫害等防除業務における国庫補助対象外経費分増ということなんですけど、この国庫補助対象外経費というのはどういう内容のものなのかお願いします。もうひとつ、今同僚議員も質問しました 26 頁、保健体育総務費ですね、ちょっと今聞いてて分からなかったんですけども、これがどんな事業内容で、募集方法はどのようなものだったのか。事業が無くなることの、なんていうかなやろうとした背景というか、それも併せてお願いします。以上。

	議 長 佐々木政策 推進室長	佐々木政策推進室長。 12 頁企業版ふるさと納税寄付金の中身についてでございますけども、こちらは一般の個人で行われるふるさと納税の方は基金に積み立ててやっていますが、これとはまた別のものとなります。別のもので、企業版としてだけで成立しているものでございまして、こちらの方は単年度で運用といいますか、いただいた寄付につきましては、使える事業が決まっております。村の方では移住者誘致事業、国庫負担分に充てるという事で、運用といいますか、寄附を募らせていただいているという状況でございます。こちら企業版ふるさと納税につきましては、普代村の方でも令和 4 年度から開始することができておりまして、企業さんの方 10 万円以上の寄付が対象ということになっております。こちら地方創生に取り組む自治体が実施するもので、限定はあるんですけども、最大 9 割の税額控除ということで大変有利な制度ですということで、ご案内を差し上げているところです。個人版とは違ひまして、こちらの方は返礼品とか、経済的な利益を受けることは禁止となっているものでございます。感謝の気持ちを贈呈式ですとか、また広報の方に掲載させていただいて、PR という形でご記載させていただきたいと思っております。
	議 長 川向総務課 長	川向総務課長。 財政調整基金の繰入金の関係でございます。この財政調整繰入金の説明の中で、補正予算の財源調整を行うという説明をいたしました。まず、歳入では財政調整基金を抜かした分の歳入の合計と、歳出でこれこれ必要となる。あるいは、減額するといったものの総計を比較しまして、財源が足りない部分につきましては、この財政を取り崩して、その収入の不足部分に充てるというものです。それで補正予算額の財源調整という表現をさせていただいたものでございます。
	議 長 深渡農林商 工課長	深渡農林商工課長。 森林環境整備基金の繰入金ですけれども、こちらはナラ枯れの関係で、補助分をいただきまして、それ以外の分を繰入れしたものでございます。内容ですけれども、木を切るための補助になっております。
	議 長 高井教育次 長	高井教育次長。 地域おこし協力隊受入事業の内容についてでございますが、先程松葉議員さんからお話しがありまして、当初、はまゆりスポーツクラブの方に勤めていた人がお辞めになったということで、人を募集するということになったわけですけれども。その中で、はまゆりスポーツクラブの運営をするクラブマネージャーというなかたちでの募集を行いました。当然、クラブの事務的なものをやるのもさることながら、事業の期間であったり、そういった部分も含めた中で、募集をするということで、外部の人材も募集するというような中で、協力隊という名前になって、協力隊のホームページを通じて人の募集を行ったという流れでござ

		ざいます。ただ、結局、その募集はしたんですが、応募は無いという状況のまま、先ほど松葉議員がおっしゃったとおり、1 年間が経過してしまって、今回の補正で予算皆減するというようなものでございます。以上です。 5 番中上議員。 大変ありがとうございます。企業版ふるさと納税は、これは全くの会計が別。一般のふるさと納税と会計が別と理解すればいいわけですね。宮城建設さんはありがたいことですが、たぶん、久慈市の分の納税額が減っているんじゃないかなあという思いですけども。ありがとうございました。あと、財政調整繰入金ですけども。ちょっと理解できないんですけども。不足したところに調整基金を繰り入れて、繰り入れた分が減った分を増額するんだよという理解でいいのかどうか。ちょっと、財政調整するために繰入金を入れるという、ちょっとそこらへんがちょっと分かりづらい。調整のためにやったというのは分かりますよ。分かるけども、そのどっから持ってきて、何を基準にして、不足分を補うという表現になるのか。そこをちょっともう 1 回分かりやすくお願いできればと思います。お願いします。
	議長 中上議員 議長 川向総務課長	川向総務課長。 私もあの説明していいかよく分かりませんが、まず、歳入でこれくらい減額になります。これくらい増額するというものの総計をまず出します。基金からの取り崩しを含めない。それは入れないで。その合計と、歳出の方のこれくらい増額したい、これくらい減額しますという事での総額ですね。それを比較した場合、歳出の方が大体は多くなってくるんですけども。その分を同額にしなければなりませんので、その財源がないということで基金からその取り崩して、その取り崩しが一般財源になりますので。その均衡を取るという意味で、その基金の方から取り崩して、一般財源として各歳出の方に充てていきますよという中身のものとございます。
	議長 中上議員	中上議員。 はい、ありがとうございます。はい、なんとなくわかりました。要するに、バランスシート、貸方、借方。簿記で言えば、そういうことですね。プラスマイナスゼロにしないとまずいということ。わかりました。大変ありがとうございます。終わります。
	議長 大上智議員	そのほか、ございませんか。 8 番大上智議員。 8 番大上です。14 頁の 21 款村債の 5 目農林水産業債の 2 節の農業債の分のマイナス 210 万円。多分これ 12 月の補正で緑の村環境整備事業というので、そのバンガローとか遊具の撤去工事に 262 万円計上されていたと記憶してるんですけども。勘違いかもしれませんが、なんで 2 月

		に補正したのを今またマイナスにするんだというのをちょっとわけが分からないのでそのへんの説明をお願いします。それから、これ起債を 210 万円減になったことによって、この工事関係はどうなるのかなあと考えて。そのへんちょっと分かんなかったものですから。そのへんをお聞きます。あと 1 件、20 頁の 4 款衛生費の予防費の 18 節带状疱疹予防の 19 万 8 千円の補正の分ですけども。これ実際は 5 年度がもう終わるわけですけども、実績としては、種別ノンワクチンとか何とか 2 種類あったような気がするんですけども、そのへんの実績見込み数をお願いします。以上です。
	議 長 川向総務課長	川向総務課長。 21 節の村債の関係でございます。緑の村環境整備事業、過疎ソフトというところでの減となりますけども。これにつきましてはちょっと歳出の関係はですね、歳出はそのまま実施されます。ただそれに充てる財源として、この起債の分は充当できないということです。一般事業として、一般財源で行うという中身になります。ですので、歳出の方には影響はないということになります。それでこの部分につきましては、例年であれば 12 月を過ぎてから、県に過疎債の大体枠があるんですけども、各事業の実施状況を見ながら、それが不用額が発生すれば、県の中で調整できるものがあります。それが例年であればあるんですけども、その枠配分の部分が今回、県の方からそういった、配分の調整しますよというような、そういった連絡がなく、この部分については充当ができませんでした。ということで、この分は今回については、皆減をさせていただいたということで。今後は、これは一般財源で実施するものということになります。
	議 長 道下住民福祉課長	道下住民福祉課長。 お答えいたします。20 頁 2 目予防費の带状疱疹予防接種費用助成事業でございますが、この実績見込みというお尋ねでございましたが、ワクチンが 2 種類ございます。不活化ワクチン。こちらにつきましては 1 回 2 万円程度を 2 回ということで 4 万円程ですね、お 1 人掛かります。もうひとつが生ワクチンになります。こちらが 8 千円ほどとなります。その半額を、1 万円を上限にということで助成をさせていただいております。現時点での接種をされた実績ということで、不活化ワクチンが 31 名でございます。生ワクチンにつきましては 36 名でございます。この実績に加えまして、5 人程度、不活化ワクチンですので、2 回程度を 3 月末までの接種見込みとして計上をさせていただいております。以上でございます。
	議 長 大上智議員	8 番大上議員。 21 款村債の件は、起債予定だったのが起債できなかったということですよね。そして、結局一応は財源的には過疎ソフトを使う予定だったの

令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 令和5年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第4号) 令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号) 令和5年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第4号)	議 長	が一般財源で、財源自体が変わるってことです。分かりました。 はい、ありがとうございます。 そのほか、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第8号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第8号)」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 暫時休憩にします。(11:45)
	議 長	休憩前に戻ります。(11:45) 昼食のため1時まで昼食の時間といたします。よろしくお願いいたします。 (11:45)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00) 次に、審査の方法について、お諮りいたします。
	議 長	日程第2議案第9号から、日程第5議案第12号までの「特別会計補正予算」の4件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
		ご異議なしと認めます。 それでは、そのように進めてまいります。
		日程第2議案第9号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」
		日程第3議案第10号「令和5年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第4号)」
		日程第4議案第11号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第5号)」
	川向総務課長	日程第5議案第12号「令和5年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第4号)」 以上、4件を一括議題として、上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。
		一括上程されました、議案第9号から議案第12号までご説明を申し上げます。 (以下、川向総務課長説明、記載省略)
		提案理由の説明が終わりました。 議案ごとに審査をいただき、採決を行います。

		議案第 9 号「令和 5 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」の、質疑を許します。 3 番大上浩史議員。 3 番大上です。非常に勉強不足で質問するのは申し訳ないんですが、住民福祉課長でお伺いします。というのは、この国民健康保険は県に統一になったという前提でお伺いするわけですが。要するに普代の負担金というか、これは村民から国保税というのをもらって、県の方に払うということだと思うんですが、その中において普代の県に対する負担金は、いろいろな計算方式があるわけですが、いずれ金額的にいくらなのか。これを見ると、繰入金で 2,100 万円あるわけなんで、結局村民からもらった以上に、2,100 万円を村では足して、払っているというふうな解釈に私はなるわけですが、それはそういうふうなことになるのか。結局村民に代わって、2,100 万余計払わざるを得ないということになると思うんですが、そこらへんはどうなってますかね。
	大上浩史議員	
	議長 道下住民福祉課長	道下住民福祉課長。 お答えいたします。平成 30 年度ですか、都道府県化されて。県に対してその保険給付費。医療分として各市町村の案分された納付金、負担を行っています。その納付金につきましては、5 年度の見込みで、1,180 万円ほどを見込んでおります。そのうち、加入者である被保険者の皆さまからいただいた保険税、約 5,600 万、5,700 万くらいだったと思いますが、当然そこで不足するわけでございますが、それにつきましては、先ほど議員おっしゃったとおりですね、一般会計繰入金の中に国保保険基金安定繰入金、これは減額になっておりますが。こういった、国・県・市町村の役割分担によって、この国保会計の安定化、基金の安定ということで、そういった歳入をもって、納付金を納めているというような状況でございます。その納付金の算定割合につきましては、県全体の被保険者の保険者数、世帯数、所得割、その他の医療費水準。地域によって、医療費の水準が違いますので。そういった係数をもって案分をした納付金というふうになっておりました。以上です。
	議長 大上浩史議員	3 番大上議員。 この納付金についての 1 億と、それから村民が負担する 5,600 万というこの割合は今分かったわけですが。その上に保険給付費というのがあるわけですが、それ以外に、治療代っていうか、病院代っていうか、その分として 3 億の金を払ってるんだという解釈でいいわけですか。保険料は保険料として、今言う 1 億 1 千万県に払うが、それ以外に、それこそ負担金のその病院代っていうか、その分が 2 億 9,100 万円というふうな解釈でいいのかどうか、間違ってるのか、そこらへんの区分を教えてくださいませんか。
	議長	道下住民福祉課長。

休 憩 再 開	道下住民福祉課長	お答えいたします。納付金につきましては、県全体の保険給付費を賄うための財源となっていました。保険給付費、医療費です。おっしゃるとおりでございます。国保の会計の歳入と歳出につきましては、歳出におきまして、保険給付費、まず医療費ですね。医療費を国保連等に支払うわけなんですけども、掛かった分を払うわけなんですけども。払った分が、県全体でプールしている保険給付費で歳入としてバックになってくる。ここの考え方は、歳入も歳出もやや同額というような見込みになっておりますので。ここについては、掛かった分がこの歳入でみます、5 款 1 項 1 目保険給付費等交付金の普通交付金として入ってきます。ここは歳入の医療費分の支出とほぼ同額というような見方になります。以上でございます。
	議 長 大上浩史議員	3 番大上浩史議員。 3 回目ですので、何を聞いたらいいか。どうもその説明を受けたわけなんですけども、そこらへんがどうもこの保険料の給付費とそれから納付の関係が非常に私、理解できないわけなんです。これは議会の方じゃなく、個人的に課長から直接聞かないというのとどうも理解しにくいので、後日それは直接お伺いしたいと思います。以上です。
	議 長	そのほか、ございませんか。
	議 長	(なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 9 号「令和 5 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (「議長、理解できないというか、賛成できないですが、反対討論といえますか、それは出来るんですか」と、大上浩史議員)
	議 長	暫時休憩とします。(13 : 27)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13 : 27) 3 番大上浩史議員から反対討論の声が上がりましたので、まず原案に反対する方の発言を許します。 3 番大上議員。 先ほどの経緯からいって、歳入歳出の内容が私は勉強不足という前提で分からないということなので、十分に個人的に課長から説明を後日受けた内容で、納得がいくのであれば賛成するわけですが。まだ全然納得いかないものですから、賛成をということはいかがなものかという思いで賛成をできないということでございます。以上です。
	大上浩史議員	
	議 長	そのほか、賛成討論、反対討論ございませんか。
	議 長	(なし) 討論なしと認めます。 これで、討論を終わります。

		直ちに採決を行います。この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号「令和 5 年度普代村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」は、原案のとおり決すること、賛成の方のご起立をお願いします。
	議 長	(起立多数) 起立多数です。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 続きまして、議案第 10 号「令和 5 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算 (第 4 号)」の、質疑を許します。
	中上議員	5 番中上議員。 中上です。6 頁の 5 諸収入で、新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金皆増とあります。これは、こういった内容で、ワクチンの接種量で入ってくるのか、人数の割合でこれが支援金っていうのが入ってくるのか、内容をお願いいたします。
	議 長 山田診療所 事務長	山田診療所事務長。 新型コロナワクチン個別接種促進交付金の内容についてご説明いたします。こちらの方にございますが、1 回当たりの単価がありまして、それに、人数ですね、それで支援金の方いただいている内容となっております。今までで、1 回当たり 2 千円の支援金になりまして、全体で 1,696 回分の金額となっております、その分を今回補正予算で計上させていただいたものでございます。以上です。
	議 長 中上議員	5 番中上議員。 はい、分かりました。これは支援金つうことは、国・県どっちから入ってるんでしょう。
	議 長 山田診療所 事務長	山田診療所事務長。 こちらの方は、国の方からの支援金となっております。
	議 長 中上議員	中上議員。 そうすると、なるべくこのワクチンを推奨して、打ってもらえば、その分収入が増えるというかたちになっているという理解でいいわけですね。はい、分かりました。ありがとうございます。
	議 長	そのほか、ございませんか。
	議 長	(なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 10 号「令和 5 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予

	議 長	算（第4号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第11号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」の、質疑を許します。 ございませんか。 （なし）
	議 長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第11号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第5号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 （異議なし） ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 議案第12号「令和5年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第4号）」の、質疑を許します。 2番松葉議員。
	議 長	2番松葉です。内容についての質問ではないんですが、今回補正で3,200万という多額な一般繰り入れということでございます。会計基準の見直しを是非していただきたいと思います。村民の皆さまにご説明する時に、公会計でやりますと、繰り入れとか何とかっていう説明した時に、なかなかご理解していただけないんですね。それと、やはりくろさき荘の今後、会計を透明化するため、また経営判断をするためにも、企業会計基準の導入をしていただきたいということを要望というかな、意見として言わせていただきたいと思います。ご検討をお願いします。
	議 長 松葉議員	ご検討だけですか。 すみません。そういう事に関してどのように考えているのか、今後そういう事があるのか、村長さんにお伺いします。
	議 長 桎屋村長	桎屋村長。 お答えをいたします。趣旨、十分ご理解をさせていただきました。企業会計の部分でやれるかどうか。あるいは事務的なこと、あるいは設備等々が掛かるものか等々、うちの会計システムとちょっと検討を深めて。最終的に決算で出た数字を振り分けるので大丈夫なものかどうかを含めまして検討をして、別途の決算議会等々でもまた、ご相談をかけたいなあというふうに思います。
	議 長 松葉議員	2番松葉議員。 というのはですね、ここに出てきている会計そのものが、実質の村長さんにおける経営判断に、きっちりとした数字が出ていないと思われる

		んです。というのは当然、前年度の繰越とか、在庫、減価償却等々。もちろん減価償却に関しては考え方はあるでしょうけども。やっぱり経営判断をする大事な資料として、完全な資料がなければ。別に公会計でもいいんですが、以前にもお話ししたとおり、公会計でもいいんですが。きちんと、企業会計でも判断をできるような資料をもってしないと。我々議員もその付託を受けてきて、村民の皆さんにご説明をするときに、いやいや公会計うんぬんは分かったと。家計簿でやればどうなのやあと。いっつもあのくろさき荘の会計は黒字だと言われるわけですよ。一般繰り入れしますから。官庁会計ですと現金主義でございますので、マイナスというのは出てこない。それは、なかなか一般村民の方にくら話しをしてもご理解いただけない。こういう資料を見せてもやっぱりご理解いただけないんです。それは、当局の皆さまもご存じだと思いますので、そういう資料をきちっと作成して、そういうことが次年度から、我々に説明資料として出していただければという。もちろん、システム上お金がたくさん掛かるのであれば、今よりそんなに経営を圧迫するような提案はしたくないので。ただ、経営判断をする上での資料は、きちっと作っておかないとだめだと思いますので、是非とも前向きにご検討いただきたいと思います。
	議 長 桎屋村長	桎屋村長。 先ほどもお話ししたように、趣旨的には分かりますし、それに向かってということですが。あと、資産の部分でですね、そういったものがどういうふうに把握できるかとか、また別な部分がありますので。企業会計にしても、いわゆる半分現金主義のようなやり方になっても、これもまたおかしい判断にもなりますので、そこらへんを相談したりしながら取り組んでみたいと思います。
	議 長 松葉議員	2 番松葉議員。 趣旨はご理解いただけたようでございますので、決して、官庁会計基準そのものを絶対変えろと言うんじゃないくて、村長さんが、賢明な経営判断ができる。また村民の皆さまにより理解しやすいような資料を作成していただければと思いますので。私の方もちょっともう少し勉強して、もうちょとこういう方法があるんじゃないかというのもありましたら、ご提案させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。終わります。
	議 長 大上智議員	ほかに、ございませんか。 8 番大上議員。 8 番大上です。残念ながら今回も補正で繰入れの 3,260 万が発生したわけですけども、この明細については、今までもいろんなこういう経緯で、これくらいの補正を繰入れしなきゃなんないというのは説明いただきました。それは去年の 11 月頃からこの経営改善ための運営検討委員会が開

	議 長 宮田休養施設管理員 議 長 大上智議員 議 長 榎屋村長	かれてきたわけですけども、どのような方がメンバーになってるのか、そのへんお聞きします。 宮田休養施設管理員。 運営検討委員会のメンバーですけども、まず村の方から副村長、あと観光協会の会長さん、地区代表で黒崎地区の会長さん、株式会社青の国から畠山課長さん、商工会の事務局長の漆久保様、あとくろさき荘の支配人、板長の合計8名で構成されております。以上でございます。 大上議員。 今のメンバー聞けば、身内っていうか、地元の方がほとんどですけども。村長も何回も答弁してるように、とにかく来年度はこのへんをちょっと前向きなあれには手を付けないってはいませんが、それよりは内部の改善に全力を尽くしたいというような答弁をいただきました。それで、もしメンバー自体が地元の方が多いのであれなんですけども、もし専門家とか何とかいうのがあったら。運営検討委員会ですか。それをもう本気で改善策を練るんだっていうので、外部の方でも何名か入れて。その方には報酬なり何なりのあれで。専門的なあれからなにかからアドバイスもらうような格好で、少しその報酬も来年度考えて。本気で、本気でって今も本気だと思うんですけどね。もっと必死で、とにかく改善していくんだっていうあれで、検討委員会なり、運営委員会、やった方がいいと思いますけども、村長そのへんどうですか。 榎屋村長。 お答えをします。るる、これまでも今の検討委員会の何ていいですか、役割というかそういったお話しをさせていただいておりますけども。いずれ現状をどうやって、支出改善をするかといったようなことに集中をします。その中で、それぞれがいろんな立場から聞いてきたこととか、その人が考えることを実際の我々と、それからくろさき荘の現場と一緒に相談をします。そしてその中で、その商工会入ってますけど、商工会さんでは、県の商工会連合会さんの部分で、経営の数字的なことで、これとこれが改善になんないば、こうだよといったようなことも出しながら、取り組んでいるところでございます。いずれその部分を進めながら、議員さんお話しする更に踏み込んだ、何ていいですか、存廃というか、そこに、ならないようにとか、なる基準のこの部分のことについては、別途な運営検討委員会ではなく、くろさき荘の在り方の審議会といったような、別途のものをまた立ち上げなければならないものかなと。そして、そこにはやっぱり今の検討委員会よりも、更に重みのある部分で議員さんお話しのように、議会さんとか、あるいはその出る部署からも会長さんとか、あるいは別途の外部の機関とか、そういうものが入ってやっていくことになろうというふうに、議員さんおっしゃるようなことで考えております。ただ、その時期的なことをですね、
--	---	--

		再三あれだども、今年その最後の取り組みと俺は勝手に言ってますけども。そういう取り組みをやって、改善をやってみた中で、そういったことに今度一步踏み込むかどうか含めて、判断をしたいなあというふうに思っております。決して今の部分が軽く考えてやってるわけではなく、そこにいくためのことと、その中でも改善をやっていって、さらに次のステップをどうするかといったようなことを考えながら取り組んでいくというふうな思いでおりましたので、一生懸命改善にも取り組みながらというふうなことで考えております。
	議 長 大上智議員	8 番大上議員。 これからのあれにももちろん期待いたしますけども。とにかく現状のままでではちょっと駄目でないかということで。とにかく他の委員会立ち上げるかどうか分からないけども、とにかく、今の現状を打破するような施策というか、戦略で努めてもらいたいと思いますので、そのへんお願いして、終わります。
	議 長 中上議員	5 番中上一登議員。 5 番中上です。今企業会計っていう話しも出ました。前にも監査をやった時に、先ほどの 2 番議員さんが言ったのは、このこういった資料だけでなく、もうひとつの補足資料として必要ではないかなということだと思っただけども。棚卸ひとつとっても、棚卸がない。なくてもうそこからスタートの時点で、数字が違ってきてるっていうのがありますよね。だからそういった時点で、繰り入れはもしかすると企業会計であれば繰り入れじゃなくて。今の時点で繰り入れは黒字になってますよねそれが。それが黒字にはならない。どっちかっていけば何になるか分かんないですけど。借入金になるのか。全然意味合いが違ってくるので、見方が違ってくるんですよ、恐らく。そういう意味で経営判断としては非常に見づらい部分もあるので、二重にでもまずやった方がいいんじゃないかなということだと思っんです。それはそれでひとつですけども。こないだ、金子議員さんも一般質問で言うておりましたけれども、くろさき荘の経営についてですね。村長の答弁の中で、閑散期には休みを取るということを言って。いろんな意味で、この今の状態を改善してから、次のステップにいきたいというようなことだったと思っんです。どうも個人的には、お客さん相手のサービス業をやって、それが 365 日やってるというのが、前提で今まではやってきて。それが、閑散期になって、ある期間休んだりやったりしてるっていうことが果たしてサービス業として、イメージとしてどうなのかなと。逆に、客離れを招くんじゃないかなあというちょっと心配があります。実際それがどうなのかな分かりませんけれども。そういったことに対しては、運営検討委員会で商工会の連合会の方とかは、何かそういった意見はなかったのか。支援してアドバイスもを受けてそういうふうなかたちにしてるのかどうか分かりません

		けども。あとひとつ心配なのが、休んでいる間に職員の離職っていうのはないかどうか。もちろん収入が減るわけなんで。そういった部分はどうか考えているのかなというふうに思っております。それともうひとつですけども、ほぼくろさき荘は観光としてやってるわけですが、一般質問の中でもありましたように、例えばセレモニーホールですね。こういった改善をできればいいですが、改善できないでただ縮小をして。例えば、施設を休んで、縮小した上で経費を抑えて、果たして改善になるのかどうか。経費を抑えることによって、売上も抑えられるんじゃないかと。そして、果たしてそれで財政的に改善になるかどうかですね。プラス、それに次のステップといわずに並行したかたちでやっていかないと、ちょっと厳しいんじゃないかと。観光だけでなく、住民が利用するという意味では、住民にサービスを提供するっていう意味ですね。それもひとつとしてセレモニーホールもあるし、またほかにもあるかもしれません。そういったかたちで住民にサービスを提供することで、その赤とか黒とか関係なく、くろさき荘の存在異議が出てくると思うんですよね。観光だけだと村のもん以外の、もんと言えば失礼ですけども。村の人以外にサービスを提供してそれから利益を得るというのは、本当に観光だけの目的になりますので。これ住民も利用できるような、そういったなければならぬものにするによって、これは赤字でも運営していかなければならぬんだよっていうのが、大義名分ができると思うんですよね。来年度は 1,600 万以内の赤字に抑えたいと、村長は一般質問ではおっしゃっていましたが。それが果たして、その金額に線を引きことによって本当にそれで抑えられるのかどうかも分かりません。今回のこの数字を見ると。だからそういった部分、ちょっと今 3 点になるのか、4 点になるのか分かんないですけども、お願いします。 榎屋村長。 まず、1 月初旬以降休んでいることへの県の商工会連合からの指導でございますけども、特にその部分ではいただいているわけではございません。これにつきましては、今令和 6 年の 3 月定例会ですけども、令和 5 年の 3 月定例会の際に施政方針演述で、こうこういうふうになった場合は 1 月からはそういった取り組みを状況を見つつ、やっていきますというふうなことを踏まえた中で、今年の 1 月からはそういうふうにとやるというふうなことでございます。それが数字といいますか、収支の金額的な面に果たしてその収入と支出を抑えて、そして収入も下げてというふうなことで、効果がどうなんだかというのは実際私も図り兼ねているのが、実際ですけども。ただ、お客さんの数等からいって、自分の判断として、金土日の宿泊とそして宴会は申し込みがある時というふうなことで運営をした方が、この 1 月から 3 月については自分の判断でいい
--	--	--

議 長
榎屋村長

	議長	のではないかなあという、確たる何か確信というか、数字的なものも持ってませんけども、そういう判断のもとに前年に施政方針でお話ししたことを今年の1月から、初めてやり始めた。そして、今年の施政方針でも、やっぱりその同じような考え方を持っておりますということでしたし、その中で、6年度8月の数字を見て、12月に例えばトントンであれば、すぐやめなければならないですよ。明らかに1,600万、あるいは2,000万近く赤字になってしまいますので。そうでなく、8月に見て、10月に見て、少しでもこう、500万でもいくらかでもプラスのような状態を作るように努力して行って、その中で1月からやった、あるいは少し縮小した取り組みの中で、お話ししておりますように、その交付税バックの1,100万円とそれから過去の議会の議論で500万から1,000万は状況によってはといったようなものの最低の500万をみて。それを1,100万に足して1,600万くらいの赤字の部分では、なんとかそのもろもろの効果のある部分ですので継続をさせて、そしてまたその後に、翌年また更に改善をして行ってというふうなことでの取り組みに、今したいなあというふうなことでいるところでございます。いずれ議員さん達もそうですし、うちの職員もそうですし、やっぱり、その効果があって、なくしてはならない施設といった中で、頑張っている中でも、やっぱりある限界というか、やっぱり許される許容範囲というのは、やっぱりもって取り組まなければならないなあというふうなことの中で、そういうふうな取り組みに6年度はしていきたいなあというふうな思いでいるところでございます。そして、同じようにやりながら改革、そしてセレモニーホール等の拡大の戦略といったのをやれば一番、改革とそれから前向きな攻めるということでもいいわけですけども。正直現場から、それからうちの方からそういうその攻めをやる人間的なものとか、もろもろの体制等が非常に今厳しいといったようなことで、それをまた準備をしてやっていった後の結果のことでのいろんな判断をするには、今はまだそこさ一挙に両方やっていく時期でない。あるいは、そういったコロナから流れててきた中のこの動きの中で、その手前の時期だなあというふうな思いでもおまして。6年度の状況を見て、議員さんがお話しするような、村民にもサービスを充実させながら収入も上がっていくような取り組みについて、再度考えていきたいというふうなことでおりました。いずれ、なんだかさっぱりそのやる気がないというふうに捉えるかもしれませんが、そうではなく、あるとこのベースを作ってからやりたいというふうな思いで。慎重すぎるというようなこともあろうと思いますけど。是非、ある程度村が大事な村民のお金を使っていく中での許容範囲といったのも考えさせていただいた中で、取り組ませていただきたいなあというふうなことでございます。 5 番中上議員。
--	----	--

	中上議員	村長のおっしゃることは重々私もよく分かりますけれども。ただ一番基本的な、お客さんがどう感じるかですね。例えば、金土日やって、あと宴会がある時というふうになってますけれども。それはあくまでこっちの都合ですよね。お客さんには関係のない話で。利用したいっていうお客さんがいるかもしれないし。いる場合は断るわけですよね。それによってだんだんお客さんが離れていくんじゃないかなというのがまず一番心配で。そこを基本的な部分。客商売っていう意味で。そこを崩しちゃあどうなんだろうなあという。そこはまずキープをしながら経費を削減していく方法。例えば、普段6人出てるのを2人だけにするとか1人だけにして、ただ守ってもらうだけにするとか、いきなり入ったらすぐ来てもらう体制にしてもらうとかですね。職員が行くとか。そういった何か基本的な部分がキープしたまま、違う意味で経費を削減できないのかなというのが、非常に気になっていまして。そのSNSというかネットでも予約を受けていると思うんです。そういう休んだりやったりする状態になってから、ネットでの反応ってどうなんでしょうね、何かあればお聞きしたいです。
	議長 梶屋村長	梶屋村長。 ネットの部分については、その日について受け入れ不可というふうなことで承知してるので、そこには、特に入らないというふうなことでやっておりますけれども。その部分が先ほどの繰り返しになりますけれども、どういう議員さんおっしゃるように、後々までのことも考えた場合、今足元のことだけでなく、どうなのかなあといったような思いも正直はする中で今やってるところです。どことは言えませんが、隣近所では風呂まで止めてしまって。そしておまけに丁度寒さがきてて、今度はその風呂の配水が凍ってしまって。それから、かなり逆にお金が掛かったとか修理に。といったようなこともあったりもしているようで。それは、たまたまその凍ったためでございますけれども。そうではなく、その先々のお客さんの申し込み。それから議員さんおっしゃるお客様の気持ちというか、そういったのがそういったようなことでなっていかなければなあといったような思いもありまして。いずれ、痛し痒しのことですが、今お話ししたようなことも踏まえながら、取り組んでいきたいというふうに思います。
	議長 中上議員	5 番中上議員。 ありがとうございます。いずれにしても、休みもスタートしてやりますので、今回は様子を見るとしても、来年からは、もうちょっと慎重に考えながらやっていただければと。うまくいけばいいなとは思っていますので。はい、質問を終わります。
	議長	ほかに、ございませんか。 3 番大上議員。

	大上浩史議員	3 番大上です。今、8 番議員がその運営検討委員の趣旨について質問した経緯があるわけですが。私も考え方は同じでないのかなあという思いと。それから我々、10 人、9 人の議員がああでもないこうでもないって、個々の意見は言ったとしても、どうにもならない内容だと思うし。敢えて私の個人的な意見を言わせてもらえれば、我々を含め村長を含め、既存のくろさき荘という枠の中から物事をそれこそ考えてるわけです。今、私思うにはそれこそ千坪だか大きい建物のくろさき荘を造った状態の中において、くろさき荘の経営とかうんぬんかんぬんをはなからそういう感覚で物事を判断しているわけですが。これでは、私は全然おかしいんじゃないかなあという思いがあるわけです。というのは、たまたま久慈の北限閣とか田老とか山田とか、みんなもう辞めてるわけですよ。というのはもう観光客はそれこそグローバル的なハワイとかグアムとか。いずれ 10 万円掛ければ、それこそそっちの方の外国に行くという。現に今までの数字をトータルを見ていけば、1 万 4 千人が、1 万 2 千人だ、1 万人だ、8 千人だ、5 千人だということで、そういう来客。金額的には 4、5 年前から 2,000 万繰入れ、1,000 万繰り入れというような、そういう現実があつて。なおかつ将来的に、ほんじゃあお客さんが増えますかということになれば、増える要素もないと。誰が見だつたって、確かにあのくろさき荘から見れば、テレビでもやってるように、灯台があつて、青い海があつて、素晴らしいんだけど。じゃあそこに 10 万円金を掛けて東京からお客さんが来ますか。それよりかは、今お年寄りもそれは旅行するかもしれないども、若い人たちは殆ど休みの時には、ハワイとか何とかの方に 10 万円以下の金額で行ってるわけですよ。だからそういう意味で、全然誰が見たつたって、お客さんの観光客が増える要素はないと思うんですよ。だからひとつの考え方として、本当のプロの専門家。今名前を忘れましたが、星野うんぬんかんぬんというオーナーが箱根なんだ、一流のホテルを経営してる。北海道とか箱根に経営してる。ああいう本当のプロから見てもらうとか。私等も 5 年 10 年前にそういう会社からやってもらおうという経緯もあつたけども、皆失敗してるわけですよ。そういう感覚からいって、普代の人間が村長は入ったかもしんないども、それこそ支配人が入りました、板長が入りました、それが委員会ですかということになれば、普代からそれこそ既存の感覚でそれこそくろさき荘の経営づうことは、全然それこそ成果は上がらないと思うんですよ。同じ委員会を開くんであるならば、今言うように東京の人、名古屋の人、そういう大学の教授とか。それも成功するかしないか、殆ど私も全然分かんないわけですが。ただ考えられるのは、今までの既存のくろさき荘だ、既存のそれこそ旅館だという前提で物事を判断しては、恐らく何年たつて赤字でないかと。例えば、50 人なら 50 人の内容にして、経費は掛けないとか。あるいはそれを潰して、普代には旅館・ホテルが
--	--------	--

	議 長 梶屋村長	ひとつもないから、くろさき荘ありきは、誰もがそう思ってるわけですが。だがしかし、既存のああいう大世帯の中において、ほんだらお客さんを収容できますかってなれば、それは全然考えられない。そういう前提に立ってやっぱり、村長一存の考え方でまずあれやこれやといったところで、もう何十年もそれこそ前村長から含めて、くろさき荘経営について頭を痛めてきた内容があるわけです。だから、ただ社会情勢によってこういう状態だってづうのは分かるわけなんで。俺はもう少し頭を切り替えた状態で、あのくろさき荘を 3 分の 1 にすんのか。それも全く正解でないわけですが。ほんだら 1 億、金を掛けて再利用のくろさき荘をつくるのか。そういった内容の検討をまず基本的な内容を含めた状態で、それこそお客さんが来る来ないは別として、まずくろさき荘の経営はどうするのか、お客さんが何人来れば採算に合うのか。従業員が 5 人いればそれが経営が成り立つのか、そういった別な発想のもとにプロから来てもらってやるとかというようなことでなければ。普代に住んでる村長さんは偉いかもしれないども。そういう経営に関しては、私は発想ができないんじゃないかなあと。ましてや我々は何を言ったところで、ただくろさき荘の経営の赤字を見て、ああでもないこうでも言ったとこで、できるはずもないんだから。もう少し考えてみれば、発想を逆転した発想でもって経営すべきでないのかなあという思いが、個人的にそう思ってます。だから、どうか村長さん。それこそお言葉を聞きたいわけですが、そういう別な発想でもってやったらいかがですかという、私の意見なわけですが。それについてのその賛同してもらえるか、もらえないか。そこらへんの意見があったらお願いします。 梶屋村長。 はい、お答えをいたします。お話しも当然ひとつの方法というか、そういったことの中でそのとおりというふうに思いますし。最終的にはそういうふうなことの方向もやっぱり選択肢の中に、状況によってはなっていくものかなあというふうに思っております。今現在、50 人規模で、それこそ前にやっていた大人数から縮小してやってきているんですけども。なかなかそのおっしゃるように、また私が思っているように減っていくものをどうしても抑えれないといったような状況の中で、こういったことになっているわけです。ここの人だけでやってるというふうなことで、お叱りを受けますけども。まずその第一段階これを続けたいと。誰がその役場の職員以外の、例えば商工会の事務局長でも「この仕入れ方では、この原価率では、などもなんわけではないべえやあ」って。我々がしゃべるのじゃなく、観光協会長とか地元の、そして知ってる顔の人が支配人とか、それからおら方の管理員なりに直接、会議の中でしゃべっていった、俺は変わってもらいたいと。これはその議員さん方がおっしゃるそのもっと高いレベルでのいろんな方向を決めるとか、いろんな
--	---------------------	--

	議長 大上浩史議員	会議とは別に。これはずっとやっていかざるを得ない、いった方が良いなあというふな思いでおりました。是非ご理解をいただいて現場の人とそして役場と、そして商工会さんなりいろんなこう関係者が率直に話せるその場は、場として残させていただいて、そしてある時期になったら、また議員さんがどうか指導のあるそのもっと、私のようなのでない人が、ちゃんと話し合う場をつくらせていただくというふうなことで思っておりますので、是非、今のあれは続けさせていっていただきたいです。それからお話しの方向性というか、そういったこの取り組みといったようなことについても、もう少し進んでいく場というか、明らかに今年の冬というか、12月あたりになれば、どうするかしっかし続けれる状況になってるのか、いや、更に悪い状況になっているのかというのは、こう出てくると思いますので。そこらでその先々の方向についても協議をさせていただきたいなあというふうなことで思っておりました。 3番大上議員。 それ以上私も言うだけの責任は持てないし。村長は気を使って、議員さん達とはまた相談をする、うんぬんかんぬん。議員さん達たって、さっきそれこそ賛成したようなもんで、わけが分かんなくてても、「はい、はい、賛成。」という人もいると思うんですよ。そんな人にくろさき荘の経営の赤字のあれをなぐせったってできるわけではないです。村長ができないのを我々ができるわけではないです。先ほどから私が言うように、そういう来てくれるか検討してくれるか全然分かんない、そんなだと思っけども。赤字のホテルなんかも再構築して、その星野グループですか、そういった有名な人がもし来てもらえんという現実であれば、可能性があるかは分かんないけども。全然可能性はないと思うし。まずいづれくろさき荘の経営については、1、2年はそういうことも、先ほど村長が言ったように、商工会の人とか他の人も、これも必要だと思います。ただ思うが、だがしかしそれがプラスに影響するかと言えば、全然考えられないと思っております。是非ともいづれ、物事の原点を違った内容でやはり検討すべきだと思います。私の言ってるのが、正解とは全然思ってもいません。いづれ、こんないの人間がくろさき荘の経営をうんぬんかんぬん。現に何回も言うようだけれども久慈でも山田でも田老でも、もうそれこそそういうホテルの市町村の経営は、時代に即した経営ではないということでみんな手を引いてるわけです。だがしかし、普代にはホテルがない、旅館がない。あくまでもそれこそいい観光地を持っているというだけのもんで、赤字をそれこそしても、1億7,000万円を補填してもあそこを経営してるわけです。私もやはり、くろさき荘は必要だという前提があるわけなんだけれども。だがしかし、2,000万、3,000万を毎年毎年、可能性のない赤字を将来も続けていくということはおかしいんじゃないかと。あるいはそこを閉鎖して、駅にそれこそ2億なら2億のホ
--	----------------------	---

普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について	議 長	テルを造るとか。それこそ皆さんが言ってるように、多目的なホテルを造るとか。やっぱりそういった発想の力が、将来必要になるんじゃないかなあと思います。それと、何回も言うようだけど、テレビで黒埼灯台、天気予報だかなんだかであそこが映ってるわけです。素晴らしいわけです。だが素晴らしいというのは我々だけであって。10万円かけて東京からわざわざ、くろさき荘に観光に来るということは、ここ数年ないわけです。是非ともいずれ1、2年検討をした結果、思い切った判断をしてもらいたいと思います。以上終わります。 そのほか、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ、質疑を終結します。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第12号「令和5年度普代村休養施設事業特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第6議案第20号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 高井教育次長。
	高井教育次長	それではただ今上程されました、議案第20号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」。 (以下、高井教育次長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに、採決を行います。お諮りいたします。 議案第20号「普代村立普代社会体育館及び普代村自然休養村管理センターに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
普代村観光センター及び普	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第7議案第21号「普代村観光センター及び普代浜園地キラウミRVパークに係る指定管理者の指定について」を、議題といたします。

代浜園地キラウミRVパークに係る指定管理者の指定について	宮田観光振興室長 議長 大上浩史議員 議長 榎屋村長 議長 大上浩史議員	当局の説明を求めます。 宮田観光振興室長。 それではただ今上程されました、議案第 21 号につきましてご説明申し上げます。 (以下、宮田観光振興室長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 3 番大上議員。 3 番大上です。 今の内容について反対ということではございませんが、関連でお伺いしたいんですが。キラウミの川の向かいの北側の園地ですか。そこらへんの利用をキラウミとの関連性を村長は、前には芝生を植えて、関連性のあるあそこを含めた状態のキラウミの一連のあれをするということでしたが、どういうふうに今後、あそこの北側を利用するのか。それからそれによって、橋を造るんだということも言われてるわけですが、そこらへんの進行状況はどうなっているのかお願いします。 榎屋村長。 お答えをします。キラウミ公園の川の右側、左側一体的に整備して利用して活かしていくと。最もベターということで。そのように取り組ませていただきたいということで、従前にお話しをしています。今やらないといけないの、たくさんありますけども。北側の方については半分が国の施設。普代水門側の半分が村がやった施設になっているわけですけども。その部分の中で、3 千万くらい予算計上してありますけども、遊具等々を整備して、そしてどちらに行った方もそれを利用できるし、それからご存じのように橋を下の方に造ってありますけども、あれを使って浜を使って、動くことにはなりますけども。そういった中で関連を持って利用をしていただければなあというふうなことでおります。なお、金と県が許せば、上の方さも、なんかこう格好いいアーチ状の橋でも造って、人だけでも歩けるようなのにも作ればいいなあと思っておりますし、なおあそこの川についても、子どもたちが遊べる、親水公園的な、海とそれからその川と。そして砂浜と。そして芝生のとこと。そして遊具もあって。そしてキャンプとかそういったのもできたり、バーベキューもできたり。欲をしゃべればそういうふうなことに進んでいかなければならない。そうすることが、先々取り組んでいかなければならないなあというふうな思いでおりますけども。なにせ、段階的にやっていくため、時間も掛かるというふうに思いますけども、いずれ来年度は遊具の整備を取りあえずやっていきたいなあというふうに思っておりました。 3 番大上議員。 その構想を聞いたわけですが、是非ともあそこに砂浜というのがござ
-------------------------------------	---	--

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	員	いまして、いずれのもんにもあれを利用することによって、今のような施設をやることによって、やはり交流人口というか観光客、併せてくろさき荘にもお年寄りが泊まるとか。そういったいい面が出てくると思いますので、是非ともキラウミという私が考えるというか、村長が考えて今のような発想でやるわけですが、橋の問題でも、かつて岩澤村長の時代に大沢ダムの上に必要ないんでないか、なんであそこのために橋を 3 億も金を掛けて、県の事業だったわけですが。結果的に地元では 1 億も負担金を掛けてやるべきでないということだったけども、強引に岩澤村長の考え方で県にお願いをして、あれは造った橋なんですよ。今、5 年も 10 年もかけて誰があそこを利用しているかということになれば、全然利用できない。深渡村長の時代にも私は、あそこはクマか狼かしか通らないんだって、深渡村長ともやりあった経緯がありますけども。深渡村長は、日本には狼はいません。現実には、ここに大上はいるんでないですかって言った思い出もありますが。ああいうふうなことで、やっぱり村長の意向によって、今村長が言った大きな橋をあそこに、地先をつなぐんだというような構想で、あそこを利用すれば非常にいい観光地になると思うんで、是非ともそういうので努力してもらいたいと思います。以上、終わります。
	議長	そのほか、ございませんか。 (なし)
	議長	なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 21 号「普代村観光センター及び普代浜園地キラウミ R V パークに係る指定管理者の指定について」は、原案のとおり、決することにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 8 議案第 22 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 佐々木政策推進室長。
	佐々木政策推進室長	それではただ今上程されました議案第 22 号につきまして、ご説明申し上げます。 (以下、佐々木政策推進室長説明、記載省略)
	議長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。 ございませんか。 (なし)

休 憩 再 開 普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	議 長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 22 号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、休憩を取りたいと思います。資料の準備等もございますので、50 分まで休憩といたします。(14:37)
	議 長	休憩前に戻り、会議を再開いたします。(14:50) 日程第 9 議案第 23 号「普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」を、議題といたします。 三船教育長には、退席をお願いいたします。 当局の説明を求めます。 桎屋村長。
	桎屋村長	議案第 23 号について、説明いたします。 (以下、桎屋村長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 議案の性格上、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。この採決は起立採決で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 それでは、お諮りいたします。 議案第 23 号「普代村教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて」、原案に同意することに賛成の方は、ご起立願います。 (全員起立)
	議 長	起立全員です。 よって、本案は、同意することに決定いたします。 (教育長入場)
	議 長	三船雄三氏に通告いたします。本議会は、あなたが普代村教育委員会教育長に任命されたことに同意いたします。ご挨拶をお願い申し上げます。
	三船教育長	議長から、発言の機会をいただきましたので、皆さまにお礼と決意を申し上げさせていただきます。ただいま私、教育長に任命に関し、議員各位からの同意をいただきましたこと心から感謝を申し上げます。3 期 10 年という事で、ある意味節目でご辞退しようかなあとも思いましたが、義務教育学校開校まではという思いも強くございました。昨日もお話しさせていただきましたけども、教育は子どもの数ではなくて、少ない人数とはいわれますけども、少ない人数には子どもには何の責任も

令和 6 年度普代村一般会計予算	議 長	ございません。できるだけ素晴らしい教育環境を。そして子ども園も含め、学校教育、生涯学習、生涯スポーツに関して、皆さまご存じのとおり、浅学菲才ではございますが、一生懸命努めてまいりたいと思います。議員各位の益々のご支援ご協力、ご指導を賜ればと思います。本当にありがとうございました。 よろしく願いいたします。 ここで審査の方法について、お諮りいたします。 日程第 10 議案第 1 号から、日程第 16 議案第 7 号までの令和 6 年度予算案 7 議案を一括上程いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)
令和 6 年度普代村国民健康保険特別会計予算 令和 6 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計予算 令和 6 年度普代村休養施設事業特別会計予算	議 長	ご異議なしと認めます。よって、 日程第 10 議案第 1 号令和 6 年度普代村一般会計予算 日程第 11 議案第 2 号令和 6 年度普代村国民健康保険特別会計予算 日程第 12 議案第 3 号令和 6 年度普代村国民健康保険診療施設特別会計予算 日程第 13 議案第 4 号令和 6 年度普代村休養施設事業特別会計予算 日程第 14 議案第 5 号令和 6 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計予算 日程第 15 議案第 6 号令和 6 年度普代村簡易水道事業会計予算 日程第 16 議案第 7 号令和 6 年度普代村下水道事業会計予算 以上、議案第 1 号から議案第 7 号まで、7 議案を一括上程いたします。当局の説明を求めます。
令和 6 年度普代村後期高齢者医療事業特別会計予算 第 6 号令和 6 年度普代村簡易水道事業会計予算	太田副村長	太田副村長。 それでは一括上程されました令和 6 年度一般会計並びに、各特別会計、公営企業会計予算案 7 議案につきましてご説明いたします。 (以下、太田副村長説明、記載省略) 令和 6 年度の 7 会計予算の概要説明が終わりました。 お諮りいたします。 ただ今、一括上程しております令和 6 年度予算案 7 議案の審議につきましては、当職を除く全員をもって構成する「予算特別委員会」を設置し、この委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。
令和 6 年度普代村下水道事業会計予算	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、当職を除く、全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 6 年度各会計予算案、7 議案を予算特別委員会に付託することを決定いたしました。
散 会 (15 : 40)		これで本会議を散会とします。